

青井硝子裁判の争点について

@京都弁護士会 2020年12月21日(月)

主任弁護士 喜久山 大貴



争点の核心

アカシア茶、ミモザ茶は麻薬（違法）か否か

お茶の原材料となるアカシア・コンフサ、ミモザ・テヌイフローラという植物にはもともと麻薬成分DMTが含まれている

検察官の主張

■ 麻薬及び向精神薬取締法

第二条（用語の定義） この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 麻薬 別表第一に掲げる物をいう。

別表第一（第二条関係）

七十五 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

七十六 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、あへん以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有する物であつて、これら以外の前各号に掲げる物を含有しないもの

ロ 麻薬原料植物以外の植物（その一部分を含む。）

検察官の主張

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令1条45号
3-〔2-（ジメチルアミノ）エチル〕インドール（別名DMT、ジメチルトリプタ
ミン）及びその塩類
を麻薬と指定している

アカシア茶、ミモザ茶は、**DMTを含有する物（水溶液）**である
別表第一に列挙された麻薬のいずれかを「含有する物」も麻薬（76号）

したがって、アカシア茶、ミモザ茶は麻薬である



弁護人の反論の骨子

- ①アカシア茶やミモザ茶は植物の一部である
- ②麻薬の製造に必要な化学的変化がない
- ③明確性の原則に反する（罪刑法定主義違反）

弁護人の反論①

アカシア茶、ミモザ茶は「植物の一部」(76号ロ)であり、
植物は麻薬の定義から除かれているから、麻薬ではない(76号但書)

別表第一(再掲)

七十六 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、あへん以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ロ 麻薬原料植物以外の植物(その一部分を含む。)

※ 6 / 8 公訴事実に対する意見陳述参照

検察官の再反論（反論①に対し）

アカシア茶やミモザ茶は植物ではない

植物からDMTという特定成分を溶媒によって分離し抽出した液体であり、これが植物に当たらないことは健全な社会常識に照らして明らか

※ 8 / 26 検察官意見書

健全な社会常識とは何？

この溶媒とは水（お湯）のこと

青井硝子氏の反論

お茶は「DMTを含有する水溶液」ではなく、「**植物性アルカロイドや植物性ポリフェノールや粗セルロース塊等を含有するコロイド溶液**」である

クジラは魚ですか？こうもりは鳥ですか？今立っているこの地面は星ですか？

検察官は客観的、科学的事実を述べず、主観の世界でお茶は植物ではないと述べている

地動説を唱えて処罰された中世のガリレオ裁判を繰り返すのか



弁護人の反論①

アカシア茶やミモザ茶が植物の一部であるといえる理由

茶殻やコロイド粒子などの固体部分と混合している

液体部分の溶質は植物から抽出された植物成分

「液体 = 植物でない」は成り立たない（果汁、樹液、ヒトヨタケなど）

弁護人の反論①

国際麻薬統制委員会（INCB）の見解

DMTが含まれる植物および植物由来の製剤である**アヤワスカ**は**国際的な統制下にはない**

（弁7：INCB年次報告書2012年など）

INCB = 薬物関連国際条約の実施を目的とする国際連合の準司法機関
条約に批准するため、日本もDMTを規制した

→ INCB見解は参考にされるべき




弁護人の反論②

麻薬以外の物から麻薬を作り出す「製造」には化学的変化が必要

(大コンメンタール I 薬物五法)

厚生省薬務局麻薬課が執筆している法律の逐条解説書

「水で煮出す」という単純な加工を製造とは考えていなかったはず



弁護人の反論③

明確性の原則に反する（罪刑法定主義違反）


刑罰法規があいまい不明確なら無効（憲法 3 1 条：罪刑法定主義）

∴恣意的な処罰を防止、できるだけ自由を保障

弁護人の反論③

ヒトの血液、尿、ベルガモットなどの柑橘類の果汁や葉を用いた飲料は「DMTを含有する水溶液」になるが麻薬とされていない

「DMTを含有する水溶液」の中に麻薬と麻薬ではないものがあるなら、どこで線引きされるのかはまったく明らかではない



弁護人の反論③

ヤマハギ茶（ハギワスカ）もDMTを含むお茶

しかし

長野県庁健康福祉部薬事管理課は、

「婦人病のめまい、のぼせ」に対処するために飲用することを紹介
古くから日本でヤマハギ茶を飲む文化が存在

（落合雪野(2013)「茶外の茶 嗜好品と医薬品のはざままで」）

検察官の再反論？（反論③に対し）

一応は紹介するが・・・再反論になっていない

アカシア茶やミモザ茶は、

DMTを体内に取り込み、その薬効を享受するために作出されるもの

であり、それを麻薬として処罰しても明確性の原則に反しない

血液や尿、柑橘類の飲料などとはDMTの濃度も異なっていると推定できる

（10 / 6 検察官意見書）

それでも麻薬と判断された場合

宗教的行為であり、違法性阻却される

真摯かつ正当な宗教的行為であること、相当な手段方法であることが必要

アカシア茶やミモザ茶を飲み、他人に勧めていたのは

サイコアクティブ体験を通じ、**精霊と出会い、世界のあり方を再認識する、精神疾患を治療するというシャーマニズムの宗教儀式として**行っていた

ヒーリングと合わせて精霊のもとに導いて心の傷を癒す（お茶会で実践中）

宗教的行為として無罪とした国も

オランダ

アムステルダム地方裁判所 2001年5月21日判決

DMTはアヘン法で規制されているが、サント・ダイミ教会の宗教的な文脈でアヤワスカを飲むことは、公衆衛生に重大なリスクを伴うものではない

アメリカ

連邦最高裁判所 2006年2月21日決定

DMTは連邦薬物規制法により規制されているが、害悪がもたらされる危険性が立証されておらず、UDVによるアヤワスカの使用は宗教の自由回復法に基づく例外にあたる



アヤワスカの薬効について

うつ病や希死念慮に対する劇的な治療効果

アルコール、ニコチン、コカイン等の薬物依存症を改善

複数の医学論文で実証されている

従来の捜査当局の見解はどうだったか

「違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）を植物標本、お香等と称して輸入販売等を行っていた業者に対する立入検査等について」

違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の起源となっている植物にアヤワスカ関連植物が挙げられている

（2006（平18）／7／28 厚生労働省ホームページ）

アヤワスカは脱法、つまり、**「麻薬ではない」**と認めていた

ちなみに違法ドラッグの違法とは薬機法（旧薬事法）に違反するという意味

サント・ダイミもダイミ茶を飲む儀式を継続してきた



7つの公訴事実

- ① 製造、施用の幫助（大学生にMedi-Teaアカシアを発送）
- ② 所持（逮捕時に小屋で冷凍のアカシア茶、ミモザ茶を所持）
- ③ 施用（逮捕の6日前にお茶会でミモザ茶を飲む）
- ④ 原材料提供（Medi-Teaミモザを発送）
- ⑤ 原材料提供（Medi-Teaミモザを発送）
- ⑥ 原材料提供（Medi-Teaアカシアを発送）
- ⑦ 製造の幫助（アカシア木片を発送）

麻薬製造、施用の幫助（①事件）

検察官の主張及び立証構造

（麻薬製造）

- 青井硝子が大学生にMedi-Tea（アカシア）を発送
（甲5・一部不同意「DMTで気分不良」、甲9、20）
- 大学生がアカシア茶を作出
（甲3・一部不同意「地獄のような体験」、甲6、13・同意）
- 大学生の友人が所持した計量カップの内容物の鑑定（甲12・不同意）

青井硝子が大学生に発送したMedi-Teaからアカシア茶が作出されたこと、友人が分けてもらったアカシア茶からDMTが検出されたことから、DMTを含有する水溶液の製造を幫助したことを裏付ける

麻薬製造、施用の幫助（①事件）

検察官の主張及び立証構造

（麻薬施用）

- アカシア茶を飲んだ旨の大学生の供述 7 / 23 pm 11 : 00頃
（甲3・一部不同意、甲7・一部不同意「救急搬送される原因」、甲8・一部不同意「平井が苦しそうにしていた」）
- 友人が所持した計量カップの内容物の鑑定（甲12・不同意）
- 7 / 24 未明頃の大学生の尿 4 ml からDMTが検出（甲16・留保）

大学生はアカシア茶を飲んだこと、友人の所持していたアカシア茶からDMTが検出されたこと、大学生の尿からDMTが検出されたことから、DMTを含有する水溶液を施用したことを裏付ける

麻薬製造、施用の幫助（①事件）

弁護人の反論

（麻薬製造、施用）

■友人の所持した計量カップの内容物の鑑定

- ①友人が救急隊に手渡し、病室に置かれていたから、異物混入の機会があった
- ②作出過程で茶殻として残るアカシアの木片粉末を除去していない
- ③鑑定において、アカシアの木片粉末からDMTが抽出された可能性がある

→**アカシア茶の水溶液部分にDMTが抽出されていたと立証できない**

さらに、

- ④大学生は茶殻と一緒に飲み込んだ可能性が高い（9 / 7 主張書面）

→**植物自体からDMTを摂取しても当然合法**

麻薬製造、施用の幫助（①事件）

弁護人の反論

（麻薬施用）

■大学生の尿からDMTが検出

① 内因性DMTが存在し、外因性と識別できない（定量検査なし、NMTなどのDMTが合成される際の副産物の存在も不明）

※ただし、アカシア茶を飲んでから8時間以内なら、外因性DMTが検出された可能性もある

② 大学生は作出時に粉末のまま食べている（任意開示・iPhoneデータ）

→DMTを含有する水溶液を飲んだことを立証できない

麻薬所持（②事件）

検察官の主張及び立証構造

- 3 / 3 に青井硝子が所持していた冷凍のアカシア茶、ミモザ茶からDMTが検出
(甲32・信用性争う)

冷凍されたお茶からDMTが検出された以上、DMTを含有する水溶液の所持である

麻薬所持（②事件）

弁護人の反論

■ 水溶液部分が鑑定されたといえるか不明

鑑定事項は含有するか否かであり、鑑定資料が水溶液かどうかは含まれていない（鑑定嘱託の時点で資料名称に水溶液と記載）

■ 茶殻（木片粉末）が浮遊又は付着していた可能性（ろ紙の顕微鏡写真）

鑑定方法は、アンモニア水を加え弱アルカリ性にし、クロロホルム・イソプロパノール（9：1）で抽出、遠心分離して有機溶媒層を分取

→茶殻からクロロホルムでDMTが抽出・分離された可能性もある

※ 鑑定資料は残っているので茶殻を取り除いた再鑑定されるかも（かえって茶殻が含まれていることの立証になる）

麻薬施用（③事件）

検察官の主張及び立証構造

■ 自供の存在

2 / 26 pm6 : 00頃、お茶会でミモザ茶60ml（+グレープフルーツジュース120ml、砂糖etc）とオーロックス150mgを飲んだ（乙4、13）

■ ヒーラーの目撃証言（甲87・意見未了）

青井硝子が2 / 24のヒーリングお茶会でミモザ茶を飲んだ

2 / 26 pm6 : 00頃に白色の錠剤とミモザ茶60mlを飲んだ

麻薬施用（③事件）

検察官の主張及び立証構造

■尿鑑定

- (1) 3 / 3 am 10 : 03 ~ 10 : 08 逮捕時に採尿（任意開示・採尿状況報告書）
→DMTを検出（甲38・留保）
- (2) 5 / 7 am 7 : 01 ~ 7 : 13 留置中の採尿（甲39・同意）
→DMT不検出（甲44・留保）
- (3) 6 / 17 保釈後再逮捕時の採尿
→DMT不検出（甲85・意見未了）

■まとめ

2 / 26 から6日後の3 / 3の尿鑑定でDMTが検出され、その他の尿鑑定で不検出となったのは、2 / 26に飲んだミモザ茶にDMTが含有していたと合理的に推認できる（10 / 6意見書）

麻薬施用（③事件）

弁護人の反論要旨（7 / 20 公訴事実に対する意見陳述を参照）

- 2 / 26 にミモザ茶を飲んだ事実は認めるが、ミモザ茶の含有成分は確認されていない。酔いによってDMTが含まれていたと推測できるだけ→科学的には不明
- ヒトには内因性DMTが存在し、**通常でも尿中から検出される**
- 外因性DMTは24時間以内に素早く代謝され、**6日後の尿中に残存しない**

- 尿鑑定の結果が分かれた理由は十分に説明できる
 - (1) 日内変動や身体状況により、**DMTが尿中に排泄されたりされなかったりする**
 - (2) 24時間連続で採尿した場合にはDMTを検出しやすいが、**1回の尿しか採取しなかった場合はDMTを検出する確率が大幅に下がる**

原材料提供（④～⑥事件）

検察官の主張及び立証構造

（④事件）

- 青井硝子がMedi-Tea（ミモザ）を発送（1/20頃）（甲51・同意）
- 12/31購入のアカシア茶と1/20頃購入のミモザ茶を冷凍保管（甲52・8～10頁・同意）
- アカシア茶とミモザ茶の双方からDMT検出（甲50・信用性争う）
- 青井硝子はMedi-Teaを販売し客がお茶を作ることを想定と供述（乙7・同意）

原材料提供（④～⑥事件）

検察官の主張及び立証構造

（⑤事件）

- 青井硝子がMedi-Tea（ミモザ）を発送（1/24）（甲53・同意）
- Medi-Tea（ミモザ）の粉末からDMTが検出（甲64・同意）
- ミモザ茶を作って飲むつもりで購入（甲65・同意）
- 青井硝子は顧客がお茶を作るだろうと考えて発送と供述（乙9・同意）

原材料提供（④～⑥事件）

検察官の主張及び立証構造

（⑥事件）

- 青井硝子がMedi-Tea（アカシア）を発送（2 / 24 頃）（甲66・同意）
 - Medi-Tea（アカシア）の粉末からDMTが検出（甲74・同意）
 - アカシア茶を作って飲むつもりで購入（甲75・同意）
- ※ ⑥事件では青井硝子の認識は供述調書なし（乙11参照）

原材料提供（④～⑥事件）

弁護人の反論

■ 原材料の範囲が広すぎる

- ① 限定列挙方式が取られていない（麻薬向精神薬原料とも異なる）
- ② 原材料の提供には飲料水を渡すことも含まれてしまう

■ 「情を知って」に当たらない

- ① 注文と発送という取引しか介在せず、製造の計画はない
- ② オブラートに植物片を包んでそのまま飲む等の方法もある
- ③ 購入者はお茶を作るかどうか分からないし、実際に対応がそれぞれ異なる

※ 自己の提供するMedi-Teaと称するものが麻薬であるDMTを含有する水溶液の製造に用いられることを知っていたことを指す（8/26 検察官回答書）

原材料提供（④～⑥事件）

購入者の各対応

④事件

Medi-Tea 1袋からミモザ茶を作出したが、もう1袋は未開封のまま3月27日まで別人宅に放置

⑤事件

2月3日に受領したMedi-Tea 1袋をレターパックから開封することもなく、6月10日まで所有バイクのメットインに保管

⑥事件

2月26日頃にMedi-Tea 1袋を受領したが、飲む決心がつかないとして未開封のまま3月10日まで自宅に保管

麻薬製造幫助（⑦事件）

検察官の主張及び立証構造

- 青井硝子がアカシアの木片を発送（2 / 29）（甲76・同意）
- アカシア茶を作出（甲82・同意）
- アカシア茶からDMTが検出（甲79・不同意）

ちなみに、アカシア茶を飲んだ7日後の尿からDMT検出されず、麻薬施用にならなかった（甲90・留保）

麻薬製造幫助（⑦事件）

弁護人の反論

- アカシアの木片の販売は価値中立的で製造幫助に当たらない
粉末化してオブラートに包んでそのまま飲む可能性もある
アカシアを染料や加工木材として使用する可能性もある

「価値中立的行為の幫助」とは、包丁を販売した金物屋が強盗を手助けしたとして処罰されるか？といった問題

Cf.ウィニー事件無罪判決